

## ホテル・ホテル訓練区域の一部における使用制限の一部解除について

- ホテル・ホテル訓練区域の一部における使用制限の一部解除について、平成26年3月20日に開催された日米合同委員会において合意され、同年7月16日、在日米海軍と沖縄防衛局との間で現地実施協定に係る了解覚書を締結しました。
- この了解覚書を締結した日以降、ホテル・ホテル訓練区域の一部における使用制限が一部解除され、具体的には、米軍から訓練に使用しない日時の通告がある場合、一定の条件の下で、一部の水面域における船舶の通過及び一定の漁法（漁具を船舶外に残すことを必要としない漁法又は延縄漁法）を用いた漁獲を行うことが可能となりました。
- つきましては、米軍から訓練に使用しない期間の通告がありましたので、以下のとおりお知らせ致します。

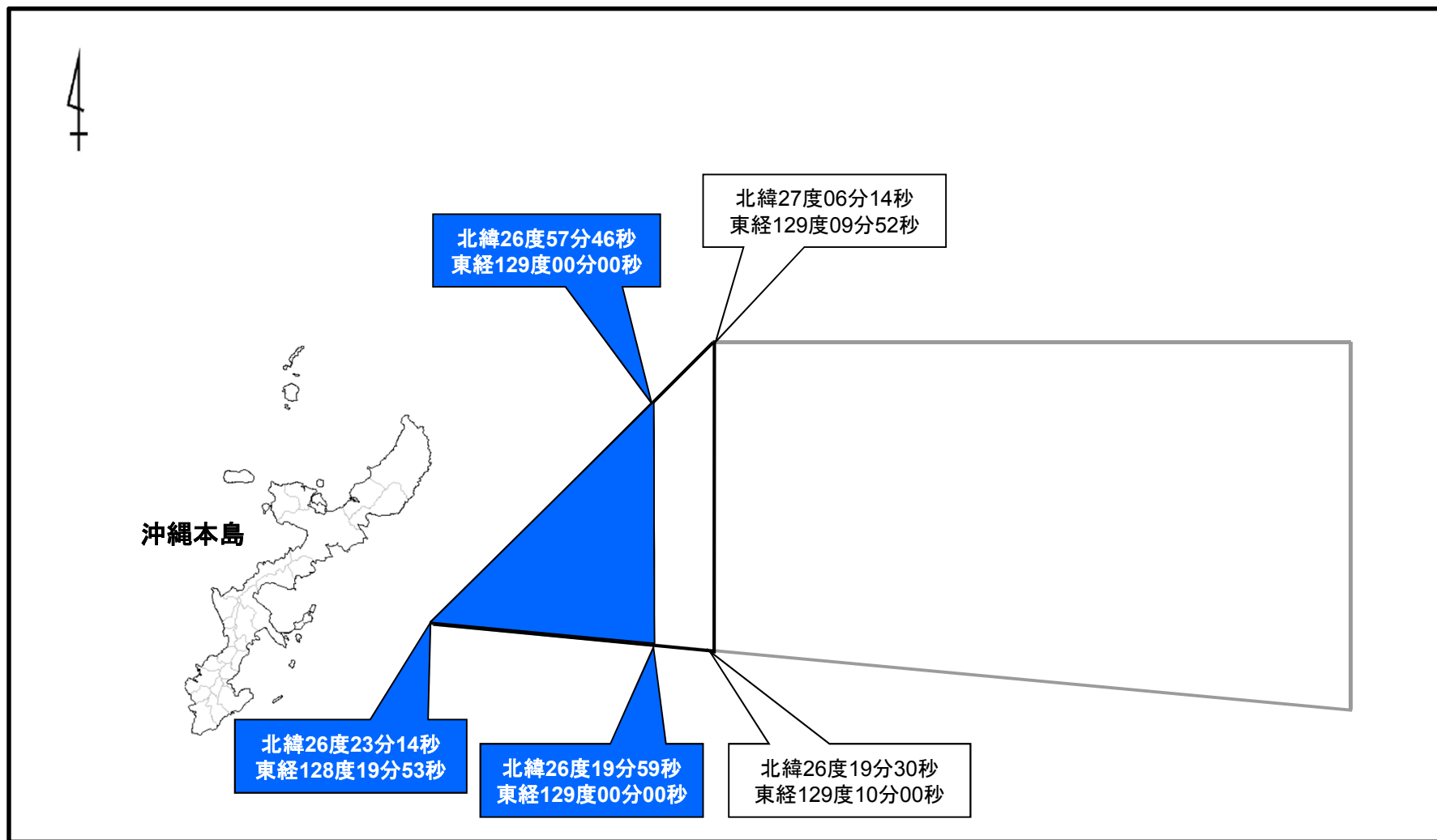
掲載日：令和4年11月29日

	対象期間	解除期間	解除期間の変更
今週分	令和4年11月28日～12月4日	11月28日～12月4日 (0600～2400)	—
来週分	令和4年12月5日～12月11日	12月5日～12月11日 (0600～2400)	—

※ 米軍から訓練に使用しない期間の通告がある都度更新します。

◆ ホテル・ホテル訓練区域の一部における使用制限の一部解除が実施されるエリアは別図のとおり。

# ホテル・ホテル訓練区域の一部における使用制限の一部解除



三角形で囲まれた水面域(青色及び白色):米側から訓練の通告が行われる水面域  
青色で囲まれた水面域:使用制限の一部解除が行われる水面域